

2021. 7. 29

(件名) 新型コロナウイルスの流行に伴うギニアの査証申請条件の変更

【ポイント】

- ギニア政府は、ギニアにおける新型コロナウイルス患者数の再増加及び変異株の流行を受け、ギニアの査証申請条件を変更しました。
- ギニアの査証申請時に、ワクチン接種証明書及び申請時から72時間以内に取得した陰性証明書が求められます。本邦において査証の申請をご検討の方は、詳細について、在京ギニア大使館に照会ください。
- 引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、人混みは避ける等感染予防にご留意ください。

【内容】

1 ギニア政府は、ギニアにおける新型コロナウイルス患者数の再増加及び変異株の流行を受け、ギニアの査証申請条件を変更しました。査証申請時、ワクチン接種証明書及び申請時から72時間以内に取得した陰性証明書が求められます。有効なワクチン接種証明書に関する条件は以下のとおりです。本邦において査証の申請をご検討の方は、詳細について、在京ギニア大使館に照会ください。

- ・少なくとも2回目のワクチンを接種してから15日が経過
- ・1回のみ接種のワクチン(Johnson & Johnson社製)の場合、4週間が経過

2 当地においては、これまでの新型コロナウイルスよりも感染力が強いとされる変異株の発生も確認されています。

3 外務省の感染症危険情報で、ギニアは感染症危険レベル3「渡航は止めてください(渡航中止勧告)」となっております。渡航は控えていただくようお願いいたします。

4 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>